

<2026年9月8日付原告飯村豊発・井上樹彦NHK会長宛公開書簡>

井上樹彦 NHK 会長殿

総力戦研究所初代所長飯村穰陸軍中将の孫飯村豊です。7月21日付で貴会長に公開書簡を出させて頂きましたが、この書簡は右に続く2回目の公開書簡になります。

あれから約1ヶ月半経ちましたが、いくつか注目すべき事象が起きました。

一つは、NHK スペシャルで昨年8月16日及び17日に放送された「シミュレーション-昭和16年夏の敗戦」の映画版が7月31日に上映され始め、現在も引き続き各地で公開されていることです。あなたはNHKは営利事業に関与しないので、この映画は自分たちとは関係ないと言われるのですが、NHK スペシャルの番組約100分の映像に、既に同番組撮影時に収録されていた残り約40分を追加し、編集したものであり、NHK スペシャルのチームがこの映画に深く関与している事実は疑いようがありません。また、NHK スペシャルの番組は、この映画「開戦前夜」の宣伝の役割を果たしたことは明白ではないでしょうか。NHK が視聴者から強制的に集めている受信料を共同制作の名の下にこの映画の製作・宣伝費用の一部に当てたとも言えましょう。NHK エンタープライズが映画の製作委員会の一員であることのみならず、これらの点から見ても、NHK はこの映画の上映及びこれに関わるその他の商業的行為の責任から逃れ得ないところだと思います。

第二には、「シミュレーション-昭和16年夏の敗戦」放送当時は、この番組はフィクションであるとの虚構を維持する努力をしておられましたが、映画上映が近づくにつれ、このような虚構は捨て去られました。今や僅かに冒頭テロップにおいて「作中にて架空の氏名で登場する人物は、(中略)実在の人物をモデルにはしていません」と述べてはいるものの、幅広い媒体での宣伝において「今歴史に葬られた『不都合な真実』がスクリーンで牙を向く」との言葉が踊っており、それに接した人々の多くがこの話は真実だと思い込むように誘導されているように思われます。既に何回か申し上げている通り、総力戦研究所の初代所長は飯村穰であり、名前を変えたからといって彼を全く別の思想・性格の人物として描くのは不可能です。飯村穰は、一貫して米国との戦争のリスクを訴えてきた数少ない開明的かつ穏健な陸軍軍人として広く評価されてきました。しかしながらこのテレビ作品と映画においては、突如として全く根拠なく「卑劣な好戦派」として描かれました。まさに日本国民を欺くものであり、このきっかけをNHK が作ったことはNHK のトップにおられる貴方にとっても恥すべきものだと思います。歴史、特に近現代史は、これを学ぶことによって将来に向けた教訓を学ぶべきものであり、製作者たちが思いつきで作り上げる玩具ではないのです。特に国際情勢が危機的な様相を呈している中で、平和を求めた

一部の人々を理由なく敵視するこのテレビ作品と映画は百害あって一利なしです。

第三に、7月22日に東京地裁において、私が原告となっている訴訟の第3回口頭弁論が行われました。その際本件映画の上映などの差止めの請求を追加いたしました。また8月18日には「開戦前夜」についての損害賠償の請求に関わる追加申し立てを行いました。すでに申し上げた通り、この映画はNHK スペシャルの番組内容とほとんど同一です。NHKは関係ないと口を拭ってすむようなものではありません。この1年のNHKの行いにより日本の現代史の一局面が大きく歪められようとしています。そしてNHKを信じる多くの日本国民は、勝手に書き換えられた真実を信じ込まされているように見えます。NHKの経営のトップに立つあなたが裁判を盾に無為無策と沈黙の砦にこもっていることの罪は極めて重いと考えます。

第四には、今まで申し上げてきたこととは性格を異にする話ではありますが、8月5日貴方はNHK職員が犠牲となった性被害問題に対するNHKの不適切な対応について、外部の専門家による調査検討委員会の調査と提言及びNHKの対応ぶりなどについて発表されました。この中で貴方はNHKとして人権尊重の組織風土作りに向けて諸施策を実施するとされると共に、会長コメントの中で、「本件に関するNHKの対応の不適切さを心よりお詫びする、自分は会長として人権・人格を尊重する方針を打ち出しており、この方針は今後も揺らぐことはない」と述べておられます。また、8月28日には参議院総務委員会理事懇談会が開かれ、職員の性被害問題への不適切な対応につき貴方から聞き取りを行った旨報道されています。一部報道によれば、理事懇談終了後貴方は記者団の取材に応じ、貴方は「今回の事案を組織全体の教訓として共有し、人権・人格の尊重を組織文化として定着させる(ために努力する)」旨述べておられます。

私はこの問題をフォローしつつ、NHKの私の祖父に対する名誉毀損問題と通底するものがあるのではないかと印象を強く持ちました。つまり、他人の気持ちを心で感じとる力の弱さが他人の人権・人格権の侵害に結びついているのではないかということです。貴方の組織文化改革の努力への志が本物であるか否か見守って行きたいと思えます。第一回目の公開書簡に対しては直接のお返事をいただけませんでした。この書簡に対しては真摯な対応をしていただくようお願いいたします。

2026年9月8日 対NHK訴訟原告 飯村豊